

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当そ)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十五年十月鳥取県条例第六十号)中別表の第二種県営住宅の表の美穂第三団地及び宇倍野第二団地に関する部分の施行期日は、昭和四十六年三月一日とする。

- ◆規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- ◆告 示 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 生活保護法による指定医療機関の診療所の廃止
- ◆告 示 健康保険法による保険医療機関等の指定
- ◆公 安 告 示 健康保険法による保険薬剤師の登録
- ◆公 安 告 示 道路の供用の開始
- ◆公 安 告 示 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- ◆公 安 告 示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- ◆公 安 告 示 高圧ガス作業主任者試験の実施
- ◆公 安 告 示 猛銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十一月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

(第三種郵便物認可) 昭和46年2月26日 金曜日

鳥取県公報

別表の第二種県営住宅の表中

上栗島第三	四、一八〇円
美穂 第三	四、一五〇円
宇倍野第一	四、一〇〇円

附則

に改める。

告示

鳥取県告示第百四十六号

生活保護法施行規則（昭和十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廢 止 年 月 日
倉吉市上井二〇二	小兒科、内科		昭和四十六年一月二十二日

鳥取県告示第百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療

機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

明和元年正月八日第一卷

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日
鳥取県西部医師会 休日急患診療所	谷 岡 薬 局	細 田 内 科 医 院	今 宮 齢	昭 和 四 十 六 年 二 月 五 日
丁 目 一	米子市 加 茂 町 一 一四の一	鳥 取 市 湖 山 町 三 一九四の七一	米子市 角 盤 町 三 丁目二七	米子市 角 盤 町 三 丁目二七
児 科 小	/	歯 科	細 田 小	細 田 小
赤澤 弘毅	社団法人 鳥取県西部医 師会 会長	谷 岡 勉	今 宮 義 昭	昭 和 四 十 六 年 二 月 四 日

鳥取縣告示第百四十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県知事
石破
二
朗

鳥取県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十六年三月一日から開始するので、同法同条同項及び建設省中國地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種類	線路名	区間	供用開始の期日
一般 国道	八頭郡智頭町大字奥本字本谷六九二 番の五から 番の一まで	六九三	昭和四十六年三月一日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十六年三月四日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）
鳥取県公安委員室

二 聽聞当事者の住所及び氏名

気高郡青谷町大字紙屋五四 長田悦子

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年二月二十六日

一 土地区画整理事業の名称

米子境港都市計画下の川土地区画整理事業

二 事務所の所在地
境港市上道一六〇〇番地

三 事業計画の認可の年月日
昭和三十六年七月二十六日

四 変更認可の年月日
昭和四十六年二月二十六日

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和46年度上期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和46年2月26日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和46年5月23日

(2) 試験の場所 烏取市及び米子市

2 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験科目	試験の時間
丙種化学主任者	高圧ガス取締法に係る法令及び液化石油 免状に係る試験	9時30分から10時 30分まで
ガスの保安の確保及び取引の適正化に關 する法律（昭和42年法律第149号）に係 る法令		
液化石油ガスの製造に必要な通常の保安 管理の技術	10時40分から12時 10分まで	
液化石油ガスの製造に必要な通常の応用 化学及び基礎的な機械工学	13時から15時まで	
第三種冷凍機械 主任者免状に係 る試験	高圧ガス取締法に係る法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基 礎的な保安管理の技術	9時30分から10時 30分まで 10時40分から12時 10分まで

3 受験手続 次の書類を烏取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
(2) 履歴書

(3) 写真 1枚 手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを受け願書の写真欄にはりつけること。

4 手数料及びその納付方法

- (1) 手数料 700円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけること。この場合消印しないこと。

5 受験願書の提出期間

昭和46年4月10日から4月30日まで

6 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

7 その他

(1) 受験願書等の用紙は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県L.Pガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備えつけある所定の用紙を用いること。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) その他不明な点は、鳥取県商工労働部商工振興課に問い合わせること。

鉛砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和46年2月26日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和46年3月18日 午後1時から	鳥取警察署 会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和46年4月9日 午後1時から	米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具
(2) 猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙
(3) 印